

令和3年6月8日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和3年6月8日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長補佐	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開 会 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集いただきまして誠に有難うございます。

ただ今より、令和3年第2回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

町議会6月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、日頃から議員活動にご精励いただいておりますことに感謝を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、全国的な新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、5月に比べ少し小康状態にありますが、変異株を中心に感染拡大が続いており、依然として10都道府県に緊急事態宣言が発出されるなど非常に厳しい状況が続いております。本県におきましても5月は730人の感染者が発生し、月別としては最多となりましたが、緊急事態対策期における集中的な感染拡大防止対策などにより、6月に入ってから少し落ち着いた状況になっております。また、本町におきましても昨年から本年5月末までの感染者は45人で、そのうち5月は30人の感染者があり、4月以前の15人の2倍の感染者が発生する非常に厳しい状況にありましたが、6月に入ってから感染者は発生しておりません。しかしながら、変異株などによる感染拡大の恐れがあることから引き続き、町民の皆様にはマスクの着用、手指消毒、3密の回避など感染防止対策の徹底を呼びかけてまいりたいと考えております。このような中、65歳以上の高齢者を対象とする新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、多度津地区医師会の皆様のご協力のもと県内の他市町に比べて進んでおり、当初の計画どおり6月中には概ね接種希望者に対する接種が終了する見込みでありますことから、7月からは優先順位の高い順に、まずは16歳から64歳までの基礎疾患のある方、続いて60歳以上64歳以下の方、そして、16歳以上59歳以下の方に順次個別接種を基本にワクチン接種を実施していきたいと考えております。

さて、本定例会におきましては、条例改正3件、一般会計補正予算、工事請負契約及び物品購入契約の締結5件、人事案件2件の11議案を提案させていただいておりますので、慎重審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和3年第2回多度津町議会定例会は成立致しました。

これより、第2回定例会を開会致します。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、3番 天野 里美 君、11番 隅岡 美子 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。議会運営委員会委員長、小川 保 君。

議会運営委員会委員長（小川 保）

会期の件でございますが、本日6月8日より6月22日までの15日間とし、詳細については議長の方でお諮りをお願い致します。以上です。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より6月22日までの15日間とし、日程については6月8日(火)提案説明、9日(水)休会、10日(木)一般質問、11日(金)一般質問、12日(土)・13日(日)休会、14日(月)総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、15日(火)休会、16日(水)総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会予備日、17日(木)から21日(月)まで休会、22日(火)議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が10名となっており、10日(木)は通告順で1番から7番まで、11日(金)は通告順で8番から10番までと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より6月22日までの15日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より現金出納検査執行状況、町長より令和2年度多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和2年度多度津町特別会計公共下水道繰越明許費繰越計算書、令和2年度多度津町土地開発公社決算等状況、令和2年度公益財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況、及び令和2年度多度津町行政改革実施計画の実績の報告を受けております。

報告は、タブレットに掲載致しておりますので、朗読は省略致します。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレットに掲載致しておりますので、朗読は省略致します。

日程第 4. 議案第 1 号、多度津町敬老祝金に関する条例の全部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

お早うございます。

議案第 1 号、多度津町敬老祝金に関する条例の全部改正についての提案説明を申し上げます。

毎年 9 月に給付致しております敬老祝金について、例年は対象者と対面し、申請及び受取手続きを行っていただき給付をしておりましたが、昨年度は新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を考慮し、郵送による給付と致しました。今後も郵送による給付を継続する予定であることや県内他市町の給付方法を参考にした結果、申請に基づくとしている規定を削除し、併せて条文中の字句等の整理が必要であることから、本条例の全部改正をしようとするものです。

なお、対象者や祝金の金額等、事業内容の変更はございません。改正につきましては、条例名を「多度津町敬老祝金支給条例」に改め、第 1 条は目的を、第 2 条は支給対象者を、第 3 条は祝金を、第 4 条は祝金の支給日を、第 5 条は支給の決定を、第 6 条は受給権の喪失を、第 7 条は譲渡等の禁止を、第 8 条は委任をそれぞれ規定するものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、令和 3 年度から適用しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 1 号、多度津町敬老祝金に関する条例の全部改正についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 5. 議案第 2 号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉君。

総務課長（泉 知典）

お早うございます。

それでは議案第 2 号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきまして提案説明をさせていただきます。

この度の改正は「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」の施行により、地方税関係書類への提出者等の押印が不要とされました。これに伴い、地方税法に基づき行う固定資産の価格に関する不服審査の手續について、書類提出者等の負担軽減を図るため、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部改正を行うものです。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

タブレットの1ページをご覧ください。第4条は「審査の申出」に関する規定で、第4項にて審査申出書に審査申出人が押印しなければならないことを定めている規定を削除するものでございます。

また、同条「第4項」及び「第5項」は、旧第4項の削除による項ズレによるものでございます。

続きまして、1ページ下段から2ページをご覧ください。第8条は「口頭審理」に関する規定で、第5項において口述書に事項を「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」としていたものを「記載しなければならない。」と改めるものでございます。

なお、附則と致しまして「この条例は、公布の日から施行する。」とするものでございます。

以上、議案第2号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第3号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第3号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金についての新型コロナウイルス感染症の定義についての改正でございます。

新型コロナウイルス感染症について、今までは、新型インフルエンザ等対策特別措置法により新型インフルエンザ等とみなして、法の規定を適用しておりましたが、今回、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、新型インフルエンザ等感染症の定義に新型コロナウイルス感染症を追加する改正があり、本年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が公布されました。これに伴い、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明致します。1 ページから 2 ページにかけて、附則第 3 条でございますが、下線を引いた部分につきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改めます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 3 号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 7. 議案第 4 号、令和 3 年度多度津町一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 5 号、工事請負契約の締結について（令和 3 年度 豊原小学校校舎外壁剥離等改修工事）、議案第 6 号、工事請負契約の締結について（令和 3 年度 四箇小学校校舎外壁剥離等改修工事）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉君。

総務課長（泉 知典）

それでは議案第 4 号、令和 3 年度多度津町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして提案説明を申し上げます。

第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 130 億 9,100 万円に歳入歳出それぞれ 9,910 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131 億 9,010 万円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正でございます。

タブレットの 4 ページをご覧ください。「第 2 表 地方債の補正」に記載してありますように、墓地整備事業を 190 万円に、道路整備事業を 1 億 1,330 万円に、河川整備事業を 5,660 万円に、都市計画事業を 3 億 1,280 万円に、教育施設整備事業を 920 万円に、保健体育施設整備事業を 1,160 万円に、庁舎整備事業を 23 億 2,520 万円に、それぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは民生費、商工費、教育費など、減額補正は総務費となっております。

歳入における増額補正は国庫支出金、諸収入、減額補正は県支出金、繰入金、町債となっております。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

20 ページをご覧ください。款 2. 総務費は 3,606 万 9 千円の減額補正により、43 億

2,124 万円に改めるもので、項 1. 総務管理費の減額でございます。内訳としては、目 1. 一般管理費 2 万 5 千円、目 6. 企画費 241 万 6 千円をそれぞれ増額、目 14. 庁舎建設費 3,851 万円を減額するものでございます。

22 ページをご覧ください。款 3. 民生費は 1,990 万 2 千円の増額補正により、30 億 6,263 万円に改めるもので、項 2. 児童福祉費、目 1. 児童福祉費の増額でございます。

24 ページをご覧ください。款 4. 衛生費は 259 万円の増額補正により、8 億 2,364 万 6 千円に改めるもので、項 1. 保健衛生費、目 4. 火葬場費の増額でございます。

26 ページをご覧ください。款 7. 商工費は 1 億 40 万円の増額補正により、2 億 3,347 万 9 千円に改めるもので、項 1. 商工費、目 2. 商工振興費の増額でございます。

28 ページをご覧ください。款 8. 土木費は財源内訳の変更及び節の組替でございます。

30 ページをご覧ください。款 9. 消防費は 218 万 2 千円の増額補正により、5 億 4,633 万 8 千円に改めるもので、項 1. 消防費の増額でございます。内訳としては、目 1. 常備消防費 68 万 2 千円、目 4. 防災費 150 万円をそれぞれ増額するものでございます。

32 ページをご覧ください。款 10. 教育費は 1,009 万 5 千円の増額補正により、10 億 4,645 万 6 千円に改めるものでございます。項 1. 教育総務費は、目 2. 事務局費 109 万 5 千円の増額でございます。項 2. 小学校費は、目 1. 学校管理費 400 万円の増額でございます。項 3. 中学校費は、目 1. 学校管理費 100 万円の増額でございます。項 4. 幼稚園費は、目 1. 幼稚園費 400 万円の増額でございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。

10 ページにお戻り下さい。款 8. 国庫支出金は 1 億 5,241 万 1 千円の増額補正により、15 億 7,184 万 9 千円に改めるもので、項 2. 国庫補助金の増額でございます。内訳としては、目 1. 総務費国庫補助金 1 億 3,150 万 9 千円、目 3. 民生費国庫補助金 1,990 万 2 千円、目 6. 教育費国庫補助金 100 万円をそれぞれ増額するものでございます。

12 ページをご覧ください。款 9. 県支出金は 145 万 3 千円の減額補正により、7 億 2,831 万 3 千円に改めるものでございます。内訳としては、項 2. 県補助金は、目 6. 土木費県補助金 159 万 3 千円の減額でございます。項 3. 県委託金は、目 6. 教育費県委託金 14 万円の増額でございます。

14 ページをご覧ください。款 12. 繰入金は 1,545 万 8 千円の減額補正により、10 億 9,513 万 1 千円に改めるもので、項 2. 基金繰入金の減額でございます。内訳としては、目 2. 財政調整基金繰入金 1,557 万 7 千円の減額、目 8. 奨学基金繰入金 11 万 9 千円の増額でございます。

16 ページをご覧ください。款 14. 諸収入は 150 万円の増額補正により、3 億 290 万 8 千円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の増額でございます。

18 ページをご覧ください。款 15. 町債は 3,790 万円の減額補正により、35 億 9,370 万円に改めるもので、項 1. 町債の減額でございます。内訳としては、目 2. 衛生債 190 万円、目 3. 土木債 280 万円をそれぞれ増額、目 5. 教育債 80 万円、目 8. 総務債 4,180 万円を

それぞれ減額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 130 億 9,100 万円に 9,910 万円を追加し、131 億 9,010 万円に改めようとするものでございます。

以上、議案第 4 号、令和 3 年度 多度津町一般会計補正予算（第 1 号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして議案第 5 号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

件名は「令和3年度 豊原小学校校舎外壁剥離等改修工事」でございます。

工事場所は、多度津町大字南鴨となります。

契約の方法は制限付一般競争入札によるもので、応札業者は 10 社でありました。

契約金額は 6,710 万円で、そのうち消費税額等は 610 万円でございます。

参考までに、請負比率は、94.86%でございました。

工事請負人は、香川県仲多度郡多度津町大字道福寺 451 番地、枝園建設株式会社 代表取締役 枝園 裕子でございます。

また、参考資料と致しまして、2 ページに工事請負契約書及び附帯条件を、3 ページに保証証書を、4 ページに位置図を添付しております。

工事の概要と致しましては、校舎の外壁及び廊下の天井等、老朽化によるヒビ割れや剥離が多く見られるため、落下事故を防ぐ改修工事を行います。

また、平成 22 年度の大規模改修時に屋上の防水を行っておりますが、施工から 11 年が経過し、防水層が劣化しているため、併せて防水改修を行うものです。

なお、工期につきましては、令和 3 年 12 月 24 日までとしております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、「議案第 5 号、工事請負契約の締結について」の提案説明を申し上げます。

続きまして議案第 6 号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

件名は「令和 3 年度 四箇小学校校舎外壁剥離等改修工事」でございます。

工事場所は、多度津町大字三井となります。

契約の方法は制限付一般競争入札によるもので、応札業者は 10 社でありました。

契約金額は 7,480 万円で、そのうち消費税額等は 680 万円でございます。

参考までに請負比率は、98.12%でございました。

工事請負人は、香川県仲多度郡多度津町大字東白方 140、株式会社 中茂工務店 代表取締役 中茂 量夫でございます。

また、参考資料と致しまして、2 ページに工事請負契約書及び附帯条件を、3 ページに保証証書を、4 ページに位置図を添付しております。

工事の概要と致しましては、校舎の外壁及び廊下の天井等、老朽化によるヒビ割れや剥

離が多く見られるため、落下事故を防ぐ改修工事を行います。

また、平成 22 年度の校舎改修時に屋上の防水を行っておりますが、施工から 11 年が経過し、防水層が劣化しているため、併せて防水改修を行うものです。

なお、工期につきましては、令和 3 年 12 月 24 日までとしております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、「議案第 6 号、工事請負契約の締結について」の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 7 号、工事請負変更契約の締結について（多度津町新庁舎等建設工事）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。政策観光課長、河田君。

政策観光課長（河田 数明）

お早うございます。

議案第 7 号、工事請負変更契約の締結について提案説明をさせていただきます。

本件は令和 2 年 8 月 24 日、株式会社 大林組 四国支店と 31 億 1,850 万円で契約を締結し、令和 3 年 3 月 5 日に工事内訳の変更契約を締結いたしております「多度津町新庁舎等建設工事」について、この度、工事内容及び契約金額の変更契約を行うものでございます。それでは変更内容について、ご説明いたします。別途工事及び委託料として予算計上しておりますサイン整備及び議場管理システム等整備につきまして、これらを本体工事で施工することにより、取り合わせやスケジュールの調整を円滑に行うことができ、サイン整備につきましては、取り付け位置の調整が容易になるなど、より分かりやすい表示が可能になります。

また、各整備の経費の縮減や工期の短縮も見込まれることから、本体工事に追加するものでございます。このことから、契約金額 31 億 1,850 万円に 8,425 万 3,400 円を増額する工事請負変更契約を締結しようとするものでございます。

参考までに、請負比率は 90.31% でございます。また、参考資料と致しまして、2 ページに工事請負変更契約書及び附帯条件を、3 ページに位置図を添付しております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第 7 号、工事請負変更契約の締結」についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 9 議案第 8 号、物品購入契約の締結について、議案第 9 号、物品購入契約の締結についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉君。

総務課長（泉 知典）

それでは、議案第 8 号、物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げます。

物品名は「救助工作車Ⅱ型（救助用資機材含）」でございます。

納入場所は、多度津町消防本部となります。

契約の方法は、指名競争入札によるもので、応札業者は 6 社でありました。

契約金額は 1 億 2,936 万円で、そのうち消費税額等は 1,176 万円でございます。

参考までに、請負比率は、97.69%でございました。

納入業者は、香川県高松市伏石町 1340 番地 3、株式会社岩本商会 高松支店 支店長 別所 拓也でございます。

また、参考資料と致しまして、2 ページに契約書及び付帯条件を添付しております。

物品の概要と致しましては、導入から 24 年が経過し、老朽化が進んでいる救助工作車において昨年 9 月にブレーキ装置が故障し、走行不能となったものの修繕に必要な部品等が既に製造されておらず、使用できない状態となっております。そのため今回、緊急防災・減災事業債を活用して更新しようとするものです。

当該救助工作車は緊急消防援助隊に登録し、大規模地震等の災害発生時に香川県緊急消防援助隊として出動する車両でもございます。

車両は四輪駆動方式で、クレーン装置、ウインチ装置、照明装置及び油圧救助器具等、多数の救助資機材を積載してございます。

なお、納入期限につきましては、令和 4 年 1 月 31 日としております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、「議案第 8 号、物品購入契約の締結について」の提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして議案第 9 号、物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げます。

物品名は「第 4 分団消防ポンプ自動車（CD-I 型）資機材を含む」でございます。

納入場所は、多度津町消防本部となります。

契約の方法は、指名競争入札によるもので、応札業者は 5 社でありました。

契約金額は 2,640 万円で、そのうち消費税額等は 240 万円でございます。

参考までに、請負比率は 92.30%でございました。

納入業者は、香川県丸亀市田村町 1711 番地、株式会社 丸井工務店 代表取締役 丸井良子でございます。

また、参考資料と致しまして、2 ページに契約書及び付帯条件を添付しております。物品の概要と致しましては、購入から 22 年が経過し、老朽化している本町消防団第 4 分団（白方地区）の小型動力ポンプ積載車を緊急防災・減災事業債を活用し、更新しようとするものです。

それにより、消火能力の向上・消防力の増強及び地域防災力の強化を図ります。

なお、納入期限につきましては、令和 4 年 2 月 28 日としております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、「議案第 9 号、物品購入契約の締結について」の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 10. 議案第 10 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第 10 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります 東原 由幸 氏は、令和 3 年 7 月 6 日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

東原氏の住所・生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、司法書士及び土地家屋調査士としての経験が豊富であり、地域の固定資産に関する実情に精通し、人格・識見ともに優れておられますので、固定資産評価審査委員会委員として最適任であると考えております。

なお、任期は令和 3 年 7 月 7 日から令和 6 年 7 月 6 日までの 3 年間でございます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議致したいと思っておりますが、ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを採決致します。

本案は、原案どおりに同意することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定致しました。

日程第11. 議案第11号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長(丸尾 幸雄)

議案第11号、教育委員会委員の任命につきまして提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員であります山本 恵美子氏は、令和3年6月30日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き同氏を任命致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

山本氏の住所・生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、現在も教育委員として教育行政に熱心に取り組んでいただいております。教育委員として再適任であると考えております。

なお、任期は令和3年7月1日から令和7年6月30日までの4年間でございます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

人格・識見ともに優れ、教育行政に精通しておりますことから、教育委員会委員として最適任であると考えております。

なお、任期は令和3年7月1日から令和6年6月30日まででございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定致しました。

議長（村井 勉）

ここで、お諮り致します。

ただ今までに提案理由の説明がなされました議案で、議案第1号及び議案第3号の2議案を建設産業民生常任委員会に、議案第2号及び議案第4号から議案第9号までの7議案を総務教育常任委員会に、多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により、付託の上、審査することに致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、7 議案を総務教育常任委員会に、2 議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、
審査することに決定致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了を致しました。

これにて散会致します。

有難うございました。

散 会 午前9時48分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和3年6月8日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記